

旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和元年8月7日教育研究評議会申合せ)

旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則に関する申合せ(平成16年4月14日教育研究評議会申合せ)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第4条関係</p> <p>第1項の規定による教育研究評議会の審議は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 准教授選考の場合</p> <p>教育研究評議会の審議は1回とし、名簿、履歴書、業績目録は議題通知時に配付(別刷りは人事課において閲覧)し、投票による採決により行うものとする。</p> <p>なお、投票は可否投票によるものとする。</p> <p>(2) 講師及び助教選考の場合</p> <p>准教授選考の手続きを準用するものとする。</p> <p>(3) 教育研究評議会における審議は、事前審議とする。</p> <p><u>附 記</u></p> <p><u>この申合せは、令和元年8月7日から実施し、改正後の第4条関係第1号の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>第4条関係</p> <p>第1項の規定による教育研究評議会の審議は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 准教授選考の場合</p> <p>教育研究評議会の審議は1回とし、名簿、履歴書、業績目録は議題通知時に配付(別刷りは総務課において閲覧)し、投票による採決により行うものとする。</p> <p>なお、投票は可否投票によるものとする。</p> <p>(2) 講師及び助教選考の場合</p> <p>准教授選考の手続きを準用するものとする。</p> <p>(3) 教育研究評議会における審議は、事前審議とする。</p>